

業種別労働災害発生状況

令和6年10月末現在

釧路労働基準監督署

区分 業種別	令和6年(10月末)			前年同期			対前年		業種割合 (%)	令和5年(確定)			
	死亡	休業 4日 以上	合計	死亡	休業 4日 以上	合計	増減 数	増減 率		死亡	休業 4日 以上	合計	
全産業合計	3	345	348	3	365	368	-20	-5.4	100.0	3	525	528	
除く鉱業計	3	345	348	3	365	368	-20	-5.4	100	3	525	528	
製造業		72	72		64	64	8	12.5	20.7		83	83	
内 訳	食料品		44		38	38	6	15.8	12.6		51	51	
	木材木製品		11		3	3	8	266.7	3.2		4	4	
	紙・パルプ												
	窯業・土石					1	-1	-100.0			1	1	
	金属・機械		6	6		13	13	-7	-53.8	1.7		15	15
	その他		11	11		9	9	2	22.2	3.2		12	12
鉱業													
土石採取業		2	2	1	1	2		±0	0.6	1	1	2	
建設業	2	48	50		46	46	4	8.7	14.4		60	60	
内 訳	土木工事業	1	16	17		13	13	4	30.8	4.9		18	18
	建築工事業	1	21	22		21	21	1	4.8	6.3		27	27
	木造建築業		9	9		8	8	1	12.5	2.6		11	11
	設備工事業		2	2		4	4	-2	-50.0	0.6		4	4
道路貨物運送業		32	32		35	35	-3	-8.6	9.2		50	50	
その他の運輸業		8	8		10	10	-2	-20.0	2.3		14	14	
陸上貨物取扱業					1	1	-1	-100.0			1	1	
港湾荷役業		3	3				3		0.9				
林業	1	4	5	1	5	6	-1	-16.7	1.4	1	6	7	
漁業		17	17		20	20	-3	-15.0	4.9		43	43	
商業(卸・小売)		34	34	1	40	41	-7	-17.1	9.8	1	55	56	
接客娯楽業		18	18		12	12	6	50.0	5.2		14	14	
清掃業		12	12		15	15	-3	-20.0	3.4		19	19	
その他の事業		95	95		116	116	-21	-18.1	27.3		179	179	

本統計は労働者死傷病報告書(休業4日以上)及び死亡災害速報により集計したものである。

令和6年 死亡労働災害発生状況

令和6年10月末現在
釧路労働基準監督署

番号	発生月	業種	災害発生概況	事故の型 起因物
1	1月	林業	被災者は、伐木等機械(グラップル)を使用し、伐倒木の木寄せ集材作業を行っていたところ、何らかの理由で、グラップルのブームのシリンダーとキャビンのフレームの間に身を乗り出した格好で挟まれていたところを発見されたもの。 発見時、被災者が操縦していたグラップルのキャビンの右サイドガラスが破損していた。	はさまれ、巻き込まれ 伐木等機械
2	2月	建築工事業	被災者は、杭抜作業を行っていた際に、ドラグショベルで掘削した部分に入り、杭頭を確認するためにスコップを使用して手掘で地面を掘削していたところ、法面が崩壊し、土砂に下半身が埋まり被災したもの。 土砂から救出された時は意識があったが搬送先の病院で死亡が確認された。	崩壊、倒壊 地山、岩石
3	6月	道路建設工事業	被災者は、林道の補修に使用するロード・ローラーを運転して補修場所に向かっていた際に、路肩からはみ出してロード・ローラーごと斜面に転落し被災したもの。	墜落、転落 締固め用機械

本件事例は脳・心臓疾患、ウイルス感染症等によるものは掲載していません。

令和5年 死亡労働災害発生状況

番号	発生月	業種	災害発生概況	事故の型 起因物
1	2月	卸売業	被災者は、大型円形搾乳機(ロータリーミルクパーラー)の修理作業のため、前日深夜から単独で現場に入場していた。翌朝、機械の内側に入って作業を再開していたが、その後、駆動モータ付近で頭部から血を流して倒れているところを牧場関係者に発見されたもの。	はさまれ、巻き込まれ 一般動力機械
2	3月	林業	被災者は、道有林内でチェーンソー及び伐木機械を用いて伐木作業を行っていた。作業終了時刻になっても被災者が土場に戻ってこないのを不審に思った同僚が様子を見に行ったところ、伐倒木(樹種:センノキ、樹高:約12m、胸高直径:26cm)の近くで倒れている被災者を見つけたもの。 伐倒木は、追い口の途中から高さ約3.5mにわたり幹が裂け上がっており、退避する間もなく木元に激突されたものと推定される。	激突され 環境等
3	10月	砂利採取業	被災者は、砂利採取場において、不具合を起こした水中ポンプをドラグショベルのクレーン機能を使用して水中から引き上げようとしていた。 水没した側溝(幅4.5m、深さ3.5m程度)の際にドラグショベルを止め、ポンプに連結した介錯ロープをクローラ上に立ちながら手繰り寄せていたところ、水中に転落して溺れたもの。	おぼれ 環境等

本件事例は脳・心臓疾患、ウイルス感染症等によるものは掲載していません。